

Ⅱ 適用額明細書の記載(入力)要領等

1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」には、以下のとおり別表一又は別表一の三の記載内容のうち、青の網掛け部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P15以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

〈記載例〉

別表一次葉……中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)…中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一の記載内容】

OCR入力用 ※この用紙はとじこまないでください。 ※この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 (法)

F B 0 6 1 1

令和 2 年 2 月 28 日	3500	青色申告	一連番号	0 0 4 5 6 7 8 9
① 麹町 税務署長殿	法人区分	⑦ 医薬品卸売業	事業年度 (年)	
② 東京都千代田区霞が関 3-1-1	事業種別	⑧ 100,000,000 円	売上金額	
③ カブシキガイシャ 国税商事	同非区分	同 法人区分	申告年月日	
④ 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	旧納税地及び旧法人名等	申告書	通年以降送付要否	適用額明細書提出の有無
代表者 記名押印 国税 太郎	添付書類	申告書	税理士法第30条の書面提出有	税理士法第33条の書面提出有
代表者住所 東京都中央区築地 5-3-1				
平成 令和 3 1 年 0 1 月 0 1 日	事業年度分の法人税 確定申告書	申告書		
平成 令和 0 1 年 1 2 月 3 1 日	課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合 平成・令和 年 月 日)	申告書		
所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	⑤ 5 0 0 0 0 0 0 0 0	控 所得税の (別表六「1」の⑥の店	適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。	
法人税額 (53) + (54) + (55)	⑥ 1 1 0 2 8 0 0 0	税 外国税 (別表六「2」の⑦の店		
法人税額の特別控除額 (別表六「4」)		額 計 (17) + (18)		

【別表一次葉の記載内容】

事業年度等	31. 1. 1 01. 12. 31	法人名	株式会社 国税商事
-------	------------------------	-----	-----------

別表一次葉 平三十一・四・一

法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額	50	⑫ 8,000,000	(50)の15%又は19%相当額	53	1,200,000
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{12}{12}$					
その他の所得金 (1)-(50)-(51)					

〈記載の手引の掲載内容(概略)〉 ⑩
「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の3の2第1項の表の第1号」
「区分番号」欄: 「00380」 ⑪
「適用額」欄: 「50」欄の金額

【別表十六(七)の記載内容】

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	31・1・1 01・12・31	法人名	株式会社 国税商事	別表十六(七) 平三十一・四・一
御注意 この表は、資 産の 区 分 に 当 期 の 月 に あ る 場 合 に 御 使 用 す る こ の 表 は、 資 産 の 区 分 に 当 期 の 月 に あ る 場 合 に 御 使 用 す る	資	種	類	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品	
	産	構	造	2	事務機器及び 通信機器	事務機器及び 通信機器	事務機器及び 通信機器	
	区	細	目	3	電子計算機	複写機	その他の 事務機器	

＜記載の手引の掲載内容(概略)＞ ⑬

「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」

「区分番号」欄：「00277」 ⑭

「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑮ 630,000

【適用額明細書への転記後のイメージ】

様式第一

令和 2 年 2 月 28 日

① 麹町 税務署長宛

事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

整理番号 ⑨ 00456789

提出枚数 ⑩ 01 枚 うち ⑪ 01 枚目

事業種目 ⑦ 医薬品卸売業 業種番号 ⑫ 35

提出年月日 令和 年 月 日

期末現在の
資本金の額又は
出資金の額 ⑧ 100000000

所得金額又は
欠損金額 ⑥ 50000000

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑩ 42 条の3第 1 項 第 1 号	⑪ 00380	⑫ 8000000
⑬ 67 条の5 第 1 項 第 号	⑭ 00277	⑮ 6300000

(参考) 区分番号「00596」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成31年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「平成31年旧措置法」等を記載してください。

＜記載例＞

租税特別措置法の条項
平成31年旧措置法 第 42 条 の 4 第 3 項 第 号

○ 「適用額明細書」の記載及び提出に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
 - (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
 - (3) 「整理番号」欄は、別表一又は別表一の三の「整理番号」欄に印字された番号を記載してください。
- (参考) 別表等の送付を希望しない法人で「整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P11の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」参照。))をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

※ 確定申告書の提出の際には、このお知らせも併せて提出してください。

別表一
青色申告用

整理番号 00456789

上記の番号は、貴法人の整理番号です。
税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。

<< 申 告 の お 知 ら せ >>

趙町 税務署長

平成・令和 31年 1月 1日
平成・令和 01年12月31日

事業年度分及び課税事業年度分の確定申告について

- (4) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
- (参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一又は別表一の三の「業種目」欄に印字された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
 - なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「所得金額又は欠損金額」欄に記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
 - (注) 外国法人にあっては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の三の「1」欄及び「13」欄の合計額を記載してください。
 - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を終えた「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。